

「歯科衛生士の業務範囲に関する署名」に  
ご協力お願いいたします。

歯科衛生士は、患者さんの口腔の健康回復、保持、増進のために歯科医療、歯科保健活動を遂行するためにはなくてはならない存在です。

その、歯科衛生士は 昭和23年に制定された歯科衛生士法に基づいて業務を行なっています。

ところが、この昭和23年に制定された歯科衛生士法のあいまいな解釈によって歯科衛生士業務が不当に制限される場面があります。

歯周病の患者さんの歯石を除去するのが違法と判断される場合があるのです。

この署名は、歯科衛生士法の業務範囲を、歯科衛生士法のあいまいな解釈によって歯科衛生士業務が不当に制限されることがないように、今日の歯科医学が求めるものとするために、歯科衛生士法を速やかに改正することを求めているというものです。

最新の歯科医学による疾病治療、予防処置などがスムーズに進み、結果として国民、患者さんの口腔の健康により貢献できるよう、署名にご協力いただきますようお願い申し上げます。